

令和4年度 要電源重度障がい児者災害時等支援ネットワーク  
事業に係る市町村担当者会議議事概要

○日時：令和4年8月17日（水）14：00～15：20

○場所：オンライン開催

○出席者：68名

(敬称略)

市町村名	所属	職名	氏名(敬称略)
岐阜市	福祉部障がい福祉課	主任技師	後藤 美穂
		会計年度任用職員	寺井 昌己
羽島市	福祉課	係長	水谷 浩之
各務原市	防災対策課	主事	加子坂 英典
	社会福祉課	主事補	田口 裕也
山県市	福祉課	課長補佐	川瀬 智美
		主任	鷺見 日菜子
	総務課	消防防災係長	河村 博史
瑞穂市	市民協働安全課	主幹	宇野 伸二
	福祉生活課	主査	松島 志保
本巣市	健康福祉部 福祉敬愛課	主任	吉田 裕司
岐南町	福祉課	主幹	川合 雅昭
		主幹	仲村 哲也
笠松町	福祉子ども課	主任	大西 慎
北方町	総務危機管理課	係長	堀 峻滋
	福祉子ども課		山下 浩史
大垣市	障がい福祉課	主査	太田 桂二
	社会福祉課	主幹	小川 靖明
		主事	日高 友揮
	危機管理室	主幹	伊藤 孝弘
海津市	社会福祉課	課長補佐	平野 実千代
養老町	健康福祉課	主査	古川 大祐
垂井町	健康福祉課	課長補佐	三木 弘子
	健康福祉課	主査	牛嶋 直子
関ヶ原町	住民課	係長	児玉 裕一
神戸町	健康福祉課		加中 春菜
輪之内町	福祉課	課長補佐	野田 理恵
安八町	総務課	課長補佐	梶井 浩晶
	福祉課	係長	生駒 妙子

揖斐川町	健康福祉課	主査	和藤 香
大野町	福祉課	係長	横幕 みち代
池田町	欠席		
関市	福祉政策課	課長補佐	藤井 智央
美濃市	福祉子ども課 社会福祉係	主事	硯見 直宏
美濃加茂市	市民福祉部福祉課	主事	渡邊 祐子
	健康こども部健康課	保健師	荒川 佳美
可児市	福祉支援課	課長補佐	松井 章
		主任	遠渡 亮太
	防災安全課	係長	澤野 祐二
郡上市	欠席		
坂祝町	福祉課	主査	村瀬 広法
		主任	河村 有美
富加町	福祉保健課	主査	大竹 航
川辺町	健康福祉課	主査	天野 武生
	総務課	主査	木下 宙
七宗町	欠席		
八百津町	健康福祉課	係長	吉田 昌伸
	防災安全室	主査	小木曾 勝也
白川町	保健福祉課	主査	鈴木 由美
東白川村	欠席		
御嵩町	福祉課	主事	土本 晃裕
多治見市	福祉課	総括主査	市川 大輔
	企画防災課	総括主査	大嶋 幸生
中津川市	社会福祉課	主査	成瀬 育子
	防災安全課	係長	上田 千尋
瑞浪市	社会福祉課	課長補佐	水野 正直
		主査	平光 まどか
恵那市	医療福祉部 社会福祉課	課長補佐兼障がい福祉係長	渡邊 静香
	総務部 危機管理課	危機管理係長	北原 茂昭
土岐市	福祉課		土田 晃裕
	子育て支援課	主査	足立 昌隆
	高齢介護課	係長	曾我 卓也

	危機管理室	係長	岡田 友和
高山市	福祉課 福祉・障がい係	係長	池田 正人
飛騨市	市民福祉部 総合福祉課	主事	北平 知秀
下呂市	福祉部 社会福祉課	課長補佐兼係長	河合 純佳
白川村	欠席		

所属	職名	氏名
危機管理部防災課地域支援係	地域支援係長	栗本 佳延
健康福祉部医療整備課医療整備係	主査	藤村 俊彦
健康福祉部保健医療課難病対策係	技術主査	山内 倫子
健康福祉部医療福祉連携推進課	課長	山田 育康
健康福祉部医療福祉連携推進課 障がい児者医療推進係	課長補佐兼 障がい児者医療推進係長	向井 俊貴
健康福祉部医療福祉連携推進課 障がい児者医療推進係	主事	柴田 奈々美

## 開 会

開会あいさつ（医療福祉連携推進課長）

## 議 事

### 1 県の要電源重度障がい児者災害時等支援施策について

#### ○資料説明

- 資料 1-1 要電源重度障がい児者災害時等支援ネットワーク構築事業（医療福祉連携推進課）
- 資料 1-2 要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金（医療福祉連携推進課）
- 資料 1-3 人工呼吸器を装着した難病患者の個別避難計画作成支援に関する取組について（依頼）（保健医療課）
- 資料 1-4 避難行動要支援者名簿の作成にかかる難病患者等の情報提供について（保健医療課）

#### ○説明

（資料 1-1、1-2 について医療福祉連携推進課 説明）

当事業は、電源を必要とする医療機器を使用する在宅の重度障がい児者に対して、災害時に有効な支援が行えるよう、医療機関、電力会社、福祉施設、行政等の関係機関による支援体制の整備を促進するものである。今年度は、2つの取組を行っていく。

一つ目は、在宅重度障がい児者災害時等支援ネットワーク会議等の開催である。災害時等支援ネットワーク会議の開催については、医療機関、電力会社、行政等、要電源重度障がい児者の災害時支援に関わる関係機関に出席いただき、災害が発生した際、要電源重度障がい児者の電源確保のために、各関係機関がどのような支援を行っていくか、具体的な対策について情報共有を行い、災害発生時における要電源重度障がい児者への支援の促進と充実につなげていく。

二つ目は、要電源重度障がい児者の把握と支援体制の状況を把握するための調査である。災害時の要電源重度障がい児者支援においては、市町村で要電源重度障がい児者を特定した上で、災害対策基本法による個別避難計画の策定を行う等の支援体制の整備が重要である。今回の会議にて各市町村への要電源児者の把握と災害時の支援等体制の整備につなげていただきたい。

続いて、要電源重度障がい児者災害時等支援非常用電源整備事業費補助金について説明する。在

宅で生活する人工呼吸器等の医療機器を使用する重度障がい児者は、災害等によって電源を喪失することが生命の危機に直結する。そのため、長時間の停電時等においても医療機器を使用する重度障がい児者が日常生活を継続するために、ご家庭において非常用電源装置等を備えていただくことが重要となる。

そこで、県では、要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金を令和3年度新規に事業化し、高山市と飛騨市で事業を行っていただいた。

各市町村におかれては、福祉及び防災部局が相互に電源が必要な在宅重度障がい児者の情報を共有し、電源が必要な在宅重度障がい児者の個別避難計画の策定を進めていただき、併せて、県補助事業をご活用いただきたい。

(資料1-3、1-4について保健医療課 説明)

当課で取り組んでいる2つの関連事業について説明する。

一つ目は、人工呼吸器を装着した難病患者の個別避難計画作成支援に関する取組である。これは、今年度7月7日付で各市町村の防災、福祉、保健部局に依頼したところであるが、在宅で人工呼吸器を使用する難病患者は、災害に対する事前の備え、発災時の避難等、災害時の配慮が特に必要となるため、市町村において個別避難計画作成の優先者となっている。一方で、人工呼吸器を使用していることに起因する困難さから、実効性のある個別避難計画の作成が課題となっている。個別避難計画作成に向けて貴市町村と保健所で協働した取組を実施したく、ご協力をお願いしたい。

今後については、災害時準備状況の把握として、2年に1度保健所を中心として在宅で人工呼吸器を使用しているALS患者を中心に、災害時の準備状況の把握調査をしている。これと個別避難計画の作成については、市町村と保健所で協働で実施していきたいと考えている。こうした取組をし、県全体の課題、対応を進めていき、県でも他部署と連携して対応していきたい。各市町村でも防災、福祉、衛生の連携で対応いただくようお願いしたい。

このほかにも各保健所で難病の協議会を開催しているところであり、各市町村の取組状況を共有したり、圏域の課題を確認する場になるため、既に取り組んでいる市町村にはよい取組を共有いただきたい。

二つ目は、避難行動要支援者名簿の作成にかかる難病患者等の情報提供である。市町村において作成する「避難行動要支援者名簿」に関して、難病患者等の情報が必要な場合、災害対策基本法第49条の10第4項に基づき、当課より情報提供が可能である。情報提供の対象となる方は、指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等である。提供可能な情報は、避難行動要支援者名簿に記載、記録等のために、市町村長が必要とする事項である。資料の依頼文書の例を参照していただき、提供内容は市町村長が必要とする事項であるため、疾病名、人工呼吸器の特例を認定されている方の情報が必要であれば、項目に追記いただき依頼文書の提出をお願いしたい。

## ○質疑・意見交換 (→：出席者 ○：県)

→ 人工呼吸器を装着した難病患者の個別避難計画作成支援に関する取組は、難病患者に限定しているか。(可児市)

○ この事業に関しては、ALS患者のみとしている。しかし、他の病気で人工呼吸器を装着している患者もいるため、ALS患者の個別避難計画作成の取組をきっかけに、そこから広げていければと考えているが、まずは保健所も個別支援に入っているため、情報共有をする意図もあり、ここをターゲットに今年度は展開している。

→ 要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金(以下、「要電源補助金」という。)について、対象者は要綱第2条第1項(1)または(2)に該当するものであるが、呼吸器機能障害の身体障害者手帳を持っている方であれば、要綱第2条第1項(2)に記載のある方と同じ

という考えか、それとも、例えば、呼吸器機能障害の身体障害者手帳3級、4級の交付を受けている方で電源が必要な医療機器を使っている方も対象としているのか。（可児市）

- 要綱に記載のあるとおり、対象者は要綱第2条第1項(1)、(2)のいずれかであるが、(1)は呼吸器機能障害の身体障害者手帳の交付を受けている者と明確に記載があるため、呼吸器機能障害の身体障害者手帳の交付を受けていれば対象となる。(2)については、生命・身体機能の維持に必要な医療機器のうち電源を必要とするものを使用する医療的ケアが必要との医師の判断があれば対象になる。
- 要電源補助金について、個人に対しての補助であるが、民間の福祉施設や福祉避難所として協定を結んでいるところに対して、電源確保の助成制度はあるか。（関市）
- 要電源補助金は、個人への助成と市町村が整備又は購入するものへの助成であり、直接施設へ貸す場合は対象とならない。
- 要電源補助金の対象者として、呼吸器機能障害の身体障害者手帳3級の交付を受けている方は、必ずしも個別避難計画の策定をする必要はないが、個別避難計画の策定をしていない3級の方は当補助金を申請できるのか。（関市）
- 個別避難計画の策定が当補助金の補助要件であるため、個別避難計画の策定が必要である。

## 2 個別避難計画の作成推進について

### ○資料説明

資料1-5 個別避難計画の作成推進について（防災課）

### ○説明

（資料1-5について防災課 説明）

令和3年度の災害対策基本法の改正により、個別避難計画作成が市町村における努力義務となった。これまでは、内閣府の取組指針において個別計画があったが、災害対策基本法の改正に伴い個別避難計画となった。個別避難計画の作成については、作成の同意を得られた方に作成をしていくものであり、同意を得ない方は作成をしない中での努力義務化である。各市町村は、計画作成の優先度が高い者について、地域の実情を踏まえながら、概ね5年で個別避難計画が作成済となるよう取り組んでいただきたい。

個別避難計画を作成する目的は、避難行動要支援者について避難支援等を実施するためである。ここでいう避難支援とは、災害対策基本法第49条の10にあるが、避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命、災害から身体を保護するために必要な措置となっており、優先度の高い者から5年間で作成していくことになる。具体的に優先度の高い者というのは、自ら避難することが困難な方のうち、ハザードマップで、土砂災害、洪水のリスクがあるような非常に危険な地域に住んでいる方、独居の方、自分で避難ができない方について、計画作成の優先度が高いと市町村が判断した方である。

次に、避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供について説明する。災害発生時には、本人の同意を得ることなく、個別避難計画の情報を地域の方や、避難支援の方に提供することが可能となる。ただし、平時においては、個別避難計画を作成した方の同意を得なければ情報提供はできないため、あらかじめ自主防災組織、自治会、避難先の施設管理者等に事前の提供を促進する必要がある。

また、個別避難計画作成状況については、ほとんどの市町村について取組が進んでいるため、ご協力に感謝を申し上げます。一部未策定の市町村もあるが、県で把握している限り、検討しながら作成に向けて前向きに取り組んでいるところである。引き続き、当課でもフォローをし、共に取り組

んでいきたい。福祉との連携の部分で困難な事例もあると思うが、出来る限り、当事者、医療関係者、福祉関係者と一緒に計画の作成を引き続き進めていただきたい。

個別避難計画の策定は、当事者だけでなく、地域の方々、市町村の防災、福祉部局の連携がなければ個別避難計画の策定を進めていくことができないため、引き続きの連携をお願いしたい。併せて福祉専門職の参画として、日頃の業務多忙な中ではあるが、引き続き個別避難計画の策定にご協力いただきたい。

#### ○質疑・意見交換

なし

### 3 人工呼吸器等電源を必要とする障がい児者（要電源児者）の把握及び災害時支援等体制に係る状況等調べの結果

#### ○資料説明

資料 2-1 要電源児者の把握及び災害時支援等体制に係る状況等調べについて（医療福祉連携推進課）

資料 2-2 要電源児者の把握及び災害時支援等体制に係る状況等調査結果について（医療福祉連携推進課）

#### ○説明

（資料 2-1、2-2 について医療福祉連携推進課 説明）

本日の会議は、要電源重度障がい児者の災害時等支援体制の整備を進めていただくべく開催させていただいた。常時電源を要する、医療機器がなければ生命の危機に直結する要電源の医療的ケア児者を、災害時に円滑に避難誘導するための行政の役割を一緒に考えていくことが重要と考えている。

災害時の避難支援は、自力での避難が困難な方々全てに行われるべきものであると認識しているが、特に懸念しているのは、電源喪失状態における要電源児者の避難支援が、時間との戦いであり、かつ支援機器などの備えが必要であるという意味で、そうでなくても予期せぬ事態が起これる状況下で行われる災害時の避難支援の中で、いかにスムーズな避難誘導がなされるかどうかである。

アンケート結果で、要電源児者の災害時支援担当部局がないとの回答が 8 市町村、要電源児者の把握について個人を特定しての把握をしていないとの回答が 17 市町村あった。一方、県内で把握されている要電源児者は 312 名と、把握人数は 2 年前の調査結果の倍以上となっている。要電源児者の把握が進んだことは、それだけ災害時に電源を要する障がい児者がいることを各市町村が認識いただいたことを意味するものと考えている。是非とも担当部局とその役割を明確にされた上で、要電源児者の特定並びに医療的ケアの内容、使用している医療機器の把握を進めていただき、個別避難計画に必要な情報を反映いただければと考える。

なお、本日の会議は、要電源の医療的ケア児者への避難支援の課題を、担当課として医療福祉連携推進課が主催させていただいている。

自治体内には、呼吸器を装着した高齢者も難病の方もいらっしゃるため、この取組は、障がい児者のみでは完結はしないものとする。本日は、まずは医療的ケア児者への支援課題を改めて考えていただくきっかけの場として設けさせていただいたため、本日の会議内容を各市町村に持ち帰り、要電源児者への支援に取り組んでいただきたい。

#### ○質疑・意見交換（→：出席者 ○：県）

- 調査結果の中で、医療的ケア児の把握について、個人を特定して把握していると回答があった本巢市に伺う。医療的ケア児者の把握の取組についてお聞かせいただきたい。
- 本市では、医療的ケア児者の把握について、日常生活用具給付事業の支給品目の中に人工呼吸器用の外部バッテリー、電気式痰吸引器等があるため、その利用者の情報であったり、特別障害者手当、障害福祉サービスのケア会議で把握する情報、基幹相談支援センターの職員からの情報から把握をしている。（本巢市）
- 把握するうえで、苦勞した点はあるか。
- 把握している職員が長く勤めており、医療的ケア児について詳しく知っているため、特に苦勞した点はない。（本巢市）

#### 4 要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金の実績好事例紹介

##### ○資料説明

##### 資料3 高山市における要電源重度障がい児者災害時等の支援施策（高山市）

##### ○説明

（資料3について高山市 説明）

経緯について、令和3年6月市議会の一般質問で、人工呼吸器等を使用する方が災害時にも電源を確保できるよう非常用電源装置の購入の補助制度ができないかという趣旨の質問を受け、生命に関わる重大なことであると捉え、県の補助金も活用することを前提に、9月補正により予算措置し、事業実施となった。予算額は3,600千円を見込み、対象者は資料記載のとおりであり、県の補助要綱と同様としている。

周知については、市の広報紙、FMラジオ等での情報紹介を11月に行い、10月に市内電気店、機械工具店、ホームセンターへ事業の案内、協力を文書発送、約60店舗へ発送した。交付申請については、一般的な償還払いと、助成金を直接販売事業者へ交付する代理請求、代理受領も可能とした。令和3年度実績としては、補助件数16件、助成額約1,587千円であった。内訳については、発電機13件、約1,420千円、蓄電池3件、168千円である。16件中12件、代理受領をしている。

今後の課題としては、継続的な周知と個別避難計画に対する申請者の理解を得ていくことが必要と捉えている。

##### ○質疑・意見交換（→：出席者 ●：高山市 ○：県）

- 対象者を300人で設定し、43人の見込みで予算を組み、令和3年度の実績が16件との説明であったが、その中には呼吸器機能障害の身体障害者手帳3級、4級の交付を受けている方へ交付した実績や、最初に300人と設定する中でそういった方も含めて設定したのか。（可児市）
- 対象者については、要綱第2条第1項（2）に該当する方は、16人のうち、2、3人はいる。対象者300人を最初の概数で見込んだ際には、聞き取りの中で機械を使用しているかとの聞き取り方であるため、手帳の有無までは言及せずに把握した数字である。
- 実績では、呼吸器機能障害の身体障害者手帳3級、4級の交付を受けている方はいたか。（可児市）
- 16件のうち、2、3件の実績はある。
- その方々は、ネブライザーのみ使用しているか。（可児市）
- 痰吸引器であったと記憶している。
- 手帳を取得している方に対し、医療機器の使用状況はどのように確認しているか。（可児市）
- 要綱第2条第1項（1）に該当する方には状況は聞いていない。

- 申請書に使用している医療機器を記載してもらえれば申請を受け付けるか。(可児市)
- そのとおりである。
  - 代理受領をしているところと代理受領をしていないところでは、取り扱いは違うのか。
  - 基本的には同じである。申請をする際に代理受領もするかも併せて書類を出していただくことになっているため、特段手続きに変わりはない。
  - 代理受領を選択する人の方が多いか。
  - 代理受領を選択する方が圧倒的に多い。
- 本市も今年度4月より事業を開始しているが、自分がどの医療機器が合うかわからないという問合せがあった。本市では福祉用具の事業所で用具の購入を希望される方が多いが、高山市で用具を購入される方は、電気屋が多いか福祉用具の事業所が多いか。(美濃加茂市)
- 医療機器メーカーへ相談するよう伝えることもある。また発電機の実績も多いことから機械工具店を取り扱っている実績も多い。

閉 会

以 上